

○益子慎哉議長 次， 20番宇野隆子議員の発言を許します。宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 登壇〕

○20番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。

4期目の当選を果たされた大久保市長が，6月2日の最初の本会議で，市長としての新たな決意を述べられました。

少子化対策を初めとする市民の暮らし，福祉，安全を守るとともに，さまざまな諸課題がありますので，誰もが安心して住み続けられる常陸太田市市政をつくるために，今後，ますます頑張りたい。よろしく，このことをお願い申し上げます。

それでは，通告に基づいて一般質問を行います。

日本国憲法が1947年5月3日に施行されてから70年を迎えました。70年の長きにわたって憲法が維持されてきたこと自体，国民に支持され，定着してきたことを証明するものです。占領下の押し付けを言い立て，改憲を公言する安倍晋三政権のもと，「秘密保護法」の制定や，戦争法と呼ぶ安保法制の制定，また共謀罪の導入の狙いなど，解釈改憲の策動が相次いでおります。

5月3日，安倍晋三首相は，2020年の施行と期限を区切って，憲法9条に3項を設け，自衛隊を書き加える憲法の明文改憲を発言しました。9条2項のこれは死文化です。一方で，明記された3項がひとり歩きを始め，自衛隊の役割・任務が「安保関連法」の規定さえ超えて，とめどなく拡大していくことは避けられません。

日本国憲法は，アジア太平洋戦争での敗戦から1年余りで制定・公布されました。安倍首相や改憲勢力は占領下の押し付けとこのことを言い立てますが，戦争による日本全土の荒廃が目の前にあり，2度と戦争の惨禍を繰り返さないという国民的な決意が背景となって制定され，70年にわたって憲法を支えてきたのは明白です。

今，憲法を変えるのではなく，憲法に政治を合わせることで，70年を経た憲法を守り，生かしていくことが重要だと思います。

最初に，市長の政治姿勢について，共謀罪法案について質問いたします。

国会で，審議中の「組織犯罪処罰法」に共謀罪を創設する改正案は，内心の処罰，一般人が対象でテロ対策ではないなど，審議すればするほど問題が広がっております。日本弁護士連合会も，全国52の全ての弁護士会も反対しております。また，全国57の地方議会でも，反対や慎重な審議を求める意見書を可決しております。共同通信の世論調査では，共謀罪説明不十分が77.7%に上っています。

この法律について政府は，「対象は組織的犯罪集団，一般人は関係ない」と繰り返しますけれども，実はその歯止めをなくすものです。共謀罪は現行「刑法」の原則を突き崩すものです。現行では，犯罪は人の行為が明記された構成要件に該当し，有害な結果が発生し，当人に責任があるときに成立するという実行行為のみを処罰するのが原則です。行為も結果もない準備行為を対象とすることは，思想信条の自由を保障した憲法をじゅうりんするものです。

また政府は，「組織的犯罪集団だけが対象だ」と，このように言いますがけれども，何の限定に

もなりません。犯罪集団という定義もなく、取り締まりの対象も際限なく拡大され、捜査当局が国民全体を監視し、多くの冤罪を生み出すことになりかねません。共謀罪ができれば、任意捜査の名のもとに内心やプライバシーを侵す捜査がますます横行することになるのは明らかです。犯罪を話し合った証拠を手に入れるために、市民の電話やメール、ラインなどのやりとりも常に監視される危険があります。憲法が保障する思想良心の自由、集会結社、表現の自由、通信の秘密などに根本から反するものです。テロ対策のためという口実も、国際犯罪防止条約の批准に必要なとの言い分も崩れております。

共謀罪は、過去3回、国会に提出されましたが、国民の反対世論と国会の審議で問題性が厳しく問われ、3度とも廃案になりました。このような治安維持法の再来と言われる悪法を近代社会によみがえらせてはならないと私は強く思います。

そこで、市長にお伺いいたします。思想良心の自由などを根本から脅かす憲法違反の共謀罪は、市民生活の自由を奪うものとして反対されることを求めたいと思いますが、ご見解を伺います。

2番目に、核兵器の廃絶について、広島・長崎の被爆者が訴える核兵器廃絶国際署名、通称ヒバクシャ国際署名について質問いたします。

本市においては、1995年6月に非核平和都市宣言をしております。また、平和市長会議には2010年3月に加盟して、核兵器禁止条約の早期実現を目指した取り組みの推進、具体的には核兵器廃絶の動きに逆行する行為に対する抗議文の送付等への賛同、署名などに参画しております。終戦被爆70周年の一昨年8月には、市役所ロビーにおいて被爆写真パネル展を行い、戦争の悲惨さ、平和のとうとさをアピールいたしました。

毎年の広島・長崎の原水爆禁止世界大会に向けた原水爆禁止国民平和大行進においては、市長、教育長、議長から平和への願いがこもったメッセージとペナントを世界大会へ託していただき、また、北海道礼文島から、毎年行進団に参加する地元の参加者の方々の平和行進団を励ましております。また、ヒバクシャ国際署名にもいち早く署名され、私はこのような本市の取り組みに敬意を表したいと思っております。

さて、本市も加盟し、日本国内で全自治体の94.4%に当たる1,643都市が加盟している平和市長会議、昨年11月に開かれた第6回国内加盟都市会議総会で、ヒバクシャ国際署名に対し平和市長会議として賛同、協力することにした総括文書を採用しました。国連会議は、7月7日までに核兵器禁止条約の採択を目指しており、5月22日には核兵器禁止条約総案が公表されました。このような画期的な動きが生まれるもとの、速やかな核兵器廃絶を願い、核兵器を禁止し、廃絶する条約を結ぶことを求めるヒバクシャ国際署名への注目と共感も広がっております。

署名の最終的な目標は、2020年までに世界で数億人です。平和市長会議に加盟している本市でも、常陸太田市民がその一翼を担うことは大変意義あることだと思います。

そこで、2点伺います。

1点目は、市民などに署名の取り組みを呼びかけることについて伺います。

2点目には、市のホームページに、こうした案内を掲載することについて、ご所見を伺います。

県内においては、隣の常陸大宮市でも市長が署名をされ、職員に呼びかけ、取り組みが進んで

おります。また、土浦市でも市長が先頭に立って署名をし、職員にも呼びかけ、また、さまざまなイベントの中でもヒバクシャ署名の協力を訴えております。

この2点について、市長にお伺いをいたしたいと思います。

3番目に原発問題について、東海第二原発問題について質問します。

今まで、本市も入る周辺自治体、原子力所在地域首長懇談会ですけれども、この懇談会を結成して、県と村の立地自治体だけが持つ、新增設等に対する事前了解の権限を求めてきましたけれども、原電が安全協定は見直さずに新たに取り組みを交わして説明を尽くす方針を示したのに対して、懇談会は「これは納得できない」として現在に至っております。

東海第二原発問題相談会ほか57団体が東海村をはじめ、周辺自治体、日立市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、常陸太田市、この市長宛てに要望書の提出がありました。その内容は、日本原電の示した新協定案を拒否すること、市長懇談会が当初から要求している現行安全協定第5条における事前了解県の枠組み拡大を強く主張し、実現させること、この2つの内容の要請文です。そして、順次、この6市長、村長と話を行ってまいりました。

私は、東海村長、また那珂市長、常陸太田市長と話をさせていただきまして、大体20名から50名の人たちがこの要請行動に参加しております。市・村との懇談会の中で、7月までに協定の見直し協議を詰めると、このような答弁が出されました。

また、私たち日本共産党市町村議員団と県議団が5月の16日、日本原電にヒアリング調査を実施し、その中では、5月15日に運転延長に必要な特別点検をスタートさせたけれども、今後の点検期間について、担当者は五、六カ月の見通しと説明されました。11月28日までの運転延長申請期間のぎりぎりまでかかる計算になります。さらに、防潮堤やフィルタ付ベント装置などの安全対策工事、このことについては、現状は地盤調査などを行っているだけで詳細な実施設計はこれからだとし、本格的な工事着工から完成までには二、三年かかると回答をしております。

このような中、新聞報道によりますと、原電の村松社長は5月25日に、2016年度決算発表会見で、東海第二原発の運転延長申請について、したいという思いは大変あると、延長申請の可能性に言及しました。また、再稼働については、延長申請とは別の問題、地元の理解を十分に得ながら、ステップ・バイ・ステップで必要な手続を進めると、このような発言をしたことが報じられております。

20年運転延長の発表や協定見直しなど、原電の方針についての市長のご見解を伺いたしたいと思います。

次に、実効性ある避難計画について伺います。

3月議会でも、この避難計画について質問をいたしました。その答弁では、今年度、各世帯が迅速、円滑な避難ができるよう、町内ごとの避難先と避難経路をわかりやすく説明した広域避難マニュアル案を作成し、住民説明会を開催し、意見を聞きながら避難計画の策定をしていくということでした。

私は、原子力災害というのは、気象条件などで避難先・避難経路の特定は難しく、特に、東海第二原発は密集地にあり交通渋滞は明らかで、避難は困難なこと、また、地震などの複合的な災

害を考慮すると、実効性ある避難計画はできないことを、これまで何度も指摘をしてきました。そして、一度過酷事故が起きてしまったら、たとえ避難できたとしても、その後の生活保障は難しく、財産や仕事が失われ、家族や地域もばらばらになってしまう。時間的にも、空間的にも、取り返しがつかない、ほかの災害とは異種のものだということは、福島あの悲惨な原発事故を見れば明らかなことです。老朽化している東海第二原発は再稼働しないことが、一番の安全対策だと思います。

避難計画が規制の対象になってない。その中で、自治体任せになっていること、その実行計画も第三者が検証する仕組みになっていないこと、これも問題ですが、自治体が作成を求められている中で、実効性ある避難計画とは、私は子どもから高齢者、障害を持つ方々など市民誰もが安全に避難できること、これを保障する計画が実効性ある避難計画だと思います。また、市長も私の質問などで、これまでも市民の安全が確保されなければ認められない、再稼働はその後の問題だと、このような答弁をされております。実効性ある避難計画について、この実効性についての見解、それから今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

4番目に、国民健康保険について、都道府県単位化の課題と問題について質問いたします。

2018年、来年度から国民健康保険の主体が都道府県に移行し、市町村と都道府県が共同で運営する制度にかわります。

そこで、6点お伺いいたします。

1点目は、県から納付金、また標準保険税率が示され、本市の保険税額が決定するまでの主なスケジュールについて伺います。

2点目は、具体的な保険業務について伺います。例えば、資格証、短期保険証発行の資格管理、保険税率の賦課徴収、また、特定健診、特定保健指導など、これらの業務について伺いたいと思います。

3点目に、県への納付金は100%納付が義務づけられております。国が示した国保事業費納付金算定ガイドラインに基づいた3つの算定方式、1つは医療費水準と所得水準を考慮した基本的な算定方法、2つ目に県内統一の保険料水準とする算定方式、3つ目には、二次医療圏ごとの統一の保険料水準とする算定方式。これらは、市町村との協議によって設定されることとなります。国保事業費の納付金の算定方法、また、その試算結果の公表、そして、これらについてどのように協議するのか、この点を伺います。

4点目は、保険料の試算結果と見解について伺います。

市民は、この都道府県単一化で一体国保税額がどうなるのか、今でさえも高過ぎて払い切れない国保税に対して、値上げがあるのではないかと大きな不安を抱えております。県から標準保険税率が示され、それに基づき国保税額が決まるという新しい仕組みになるわけです。保険税が幾らになるのか、上がるのか、試算でも数字が必ずしも確定ではないとしても、その傾向を把握することはできると思いますけれども、この点について伺います。

5点目は、今後、県が定めた統一的な県国保運営方針に沿って、事務の標準化・広域化が推進されることになるとして、市は県の統一的な給付サービス基準や財政措置を踏まえて、保険料の

減免、また出産一時金、出産育児一時金、葬祭費、また、人間ドッグ等の検診などがありますけれども、こうした市独自事業の見直し、これを検討していくことになるのかどうか。そして、一般会計からの法定外繰り入れの継続、拡充についてですけれども、伺いたいと思います。

6点目は、子どもの均等割の軽減措置の拡充について伺います。とりわけ高い国保税の大きな矛盾となっているのが子どもの均等割だと思います。住民税の均等割と違って、国保税の均等割は世帯員一人ひとりにかかります。ですから、生まれたばかりの赤ちゃんも、そして、仕事をしている大人も同じ額になっているわけです。本市では、均等割1人当たり1万3,600円、子どもが2人いれば、それに2人分を掛けて2万7,200円にもなるわけです。子どもが生まれたときから、若い世代、子育て世帯には大きな負担となります。子どもの均等割をなくすこと、廃止すること、少子化対策、子育て支援と位置付けて、子どもの均等割軽減措置を拡充することを求めたいと思いますけれども、ご所見を伺います。

5番目に、学校教育環境の整備について質問します。

1点目は、小中学校への学校図書司書の整備・充実についてです。本市の全部の小学校に図書司書が配置をされております。配置された当初は、図書室が大変整備され、明るくなったとともに、子どもと図書室が身近なものとなり、貸出数も増加するなど、読書意欲が向上したと先生方から、このようなお話を伺ってまいりました。

この学校図書司書の配置ですけれども、基本的には週2日、クラス数が多い太田小学校、機初小学校、久米小学校、里美小中一貫校については週3日、1日4時間に限って臨時職員が配置されている状況にあります。司書の雇用が短時間勤務ということで、なかなか図書館の運営、それから継続性に欠けることも避けられない、こういう状況にあると思います。雇用が不安定だと、司書業務にやりがいを感じていても見通しがないので転職する、あるいは、別な職種を希望される方もいると思います。

牛久市では、全部の小中学校に市の学校司書が1日中配置されていて、どの学校の図書室も温かい雰囲気になりあふれていて、休み時間には子どもたちのよき相談相手にもなって、図書室が子どもたちの心の居場所になっていると、このようなお話を伺いました。

国の第5次の学校図書館図書整備等5カ年計画、平成29年度から33年度までの計画が示されて、それに伴って地方財政措置も確定しました。この計画の目的ですが、平成29年度からの5カ年で学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞配備と学校司書の配置拡充を図ることにあります。学校司書は、5カ年計画で新たに位置づけられました。これによって、学校司書を計画的に配置することが可能となります。

しかし、この5カ年計画は各自治体には地方交付税として措置されますので、この金額がそのまま図書費、新聞配備費、学校司書配置費になるものではありません。各自治体で、これらの経費として予算化する必要がありますけれども、学校司書配置の財源として活用できると思います。

そこで、私は1点目として、5カ年計画が示されましたけれども、これを受けとめて、全部の小学校が週5日配置をして充実させることについて、そして2点目に、中学校への司書配置を求めたいと思います。その際、司書の採用なども課題になってくると思いますが、ご所見を伺いた

いと思います。

2点目は、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてです。

今年は、もう5月から夏日が発生しております。近年、夏の猛暑が続いております。私は今まで、児童生徒・教職員の健康への影響も考慮し、そして、落ちついて、まず子どもたちが勉強に励むことができるよう、さらなる教育環境の向上を進めるために、小中学校の普通教室へのエアコン設置を求めてまいりました。

2015年9月議会で、この私のエアコン設置を求める一般質問の中で、市長はこのように答弁をされました。地球温暖化の影響で、平均気温、最高気温も上がってきている。教育環境を整えるという観点からも、エアコンの設置ということは、今後やっていく必要があると判断している。幼稚園について、ほぼ完了の状況にきているので、今後進めていくことを検討していきたい。このような市長の答弁に、保護者らとともに私も大変喜び、期待をしておったところです。

しかし、市では、学校施設検討協議会によって出された提言や教職員の意見等を踏まえ、まず、普通教室に天井や壁の固定型扇風機を、図書室あるいは視聴覚室、音楽室などの特別教室にエアコンを順次設置していくということを整備推進計画に盛り込んでいくという方針のもとに、扇風機設置がこの3月に予算化されと、担当課からは6月の中旬には発注ということを伺っております。

私は、市長答弁の重み、責任ですけれども、これが一体どういうことなのかとずっと今まで引っかかっていたわけなんですけれども、総括教育会議という名称だったと思いますけれども、その席上、市長はお金のことは問題ではないと、教育環境整備については、やっぱりきちんとやっていくべきであると、このようなことを話されておりますけれども、学校施設検討協議会によってどのような協議がされて、エアコンではなく普通教室に扇風機設置がされることになったのか、このことについて、十分理解をしているわけではありませんけれども、しかし、やっと、本年扇風機を設置するに至ったということは前進ではあると思います。

今、猛暑が続き、学校以外の公共施設でも、家庭や職場でも、エアコン設置が当たり前という状況の中で、子どもたちが1日いる学校で、私は、この扇風機の環境整備で終わりではなく、今後、実際の教室の温度や湿度を検証を十分してほしい。子どもたちが教室にそろった中で、午前中10時、あるいは午後の1時から2時の一番暑い時期に、温度、湿度がどうなっているのか、これを1カ月から2カ月、しっかりと測定すると。このことを求めながら、今後、エアコン設置も検討して行ってほしいと再度求めたいと思います。

学校の職員室にエアコンがあります。また、保健室にも当然エアコンが入っているわけです。特別教室には、今後設置していくということですが、子どもたちが最も長くいる普通教室に設置しないという理由はないと思います。エアコンと扇風機を併用することで、床にたまりがちな冷気を、教室内全体に効率よく循環することができるということがありますけれども、そうしたことによって空調効果も上がり、エネルギーの節減にもつながる。こうしたエアコンと扇風機の併用の利便がありますけれども、今後のエアコンの設置についての取り組み、ご見解を伺いたいと思います。

最後、6番目に、計画的なスポーツ行政について、「スポーツ基本法」について質問をいたします。

先日、5月31日ですけれども、「スポーツチャレンジデー2017年」が開かれて、市民の参加率58.3%とロビーに掲示されておりました。私は、いろいろな機会を通して、スポーツを楽しむ、また、親しむ、こうした市民が増えるということを確認しております。

さて、国の「スポーツ基本法」ですけれども、2011年に策定されてから6年目を迎えました。この法律の前文と第2条の基本理念に、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利である」と掲げたことは、日本のスポーツの発展に新たな展望を開く可能性が拡大したと、このように思います。

スポーツが権利として保障されるには、人々が日常の生活の中で気軽にスポーツができる条件が整備されなければなりません。その役割を担っているのが、国の施策と連携した地方自治体のスポーツ行政です。その責務を「スポーツ基本法」は明確に規定しました。第4条で、地方公共団体は「スポーツ基本法」の基本理念にのっとり、スポーツに関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に一ここが大事だと思うんですけれども、「その地域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有する」と明記しております。国の「スポーツ基本法」、どのように受けとめておられるのか、その認識、ご見解を伺いたいと思います。

「スポーツ基本法」に明記された責務を果たすためには、第10条は、都道府県及び市町村教育委員会に対して、国が策定するスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画を定めるよう努めるものとする」と明示いたしました。国のスポーツ基本計画は、法が制定された1年後の2012年に策定されておりますけれども、それを参酌して策定する地方スポーツ推進計画の進捗状況を見ますと、都道府県では89%、市町村においては全体の30%程度という水準にとどまっております。

茨城県の市町村ではどうかといいますと、44市町村のうち17市町村が策定をされております。率にして38.6%ということになっております。また、茨城県スポーツ推進計画「いきいき茨城スポーツプラン」は2015年3月に策定されております。

スポーツ推進計画の策定は、国と地方の行政機関がスポーツを、基本第3章にあります基本的施策でスポーツ推進のための基礎的条件の整備、多様なスポーツの機会の確保のための環境の整備ということで、指導者等の育成を初め、スポーツ施設等の整備等々が盛り込まれているわけですが、具体的な施策については時間がありませんので省きたいと思います。

本市におきましても、スポーツの推進ということについては、第6次総合計画、平成29年度から5カ年計画の前期計画、また、福祉では福祉増進計画等々に、スポーツレクリエーション活動支援の計画などもできておりますけれども、この地域のスポーツ振興計画、いろいろスポーツに携わるスポーツ推進委員、あるいはスポーツ少年団の責任者などの方々も含めた策定委員会を設けて、本市においてもスポーツ推進計画を策定すべきだと思いますけれども、ご所見を伺いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○益子慎哉議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 まず初めに、共謀罪法案について、「組織犯罪処罰法」改正案に反対を表明すべきとのことでありますが、私の考えを申し上げます。

国の責任は、国民の安全安心の確保と国益の確保が大きな課題であります。そのために必要なテロ等を対象とする共謀罪は憲法違反とかではなくて、国民の理解が深まるよう国会において粛々と議論を重ねられるべきと考えております。

次に、ヒバクシャ国際署名について、答弁をさせていただきます。

この国際署名につきましては、私もその趣旨に賛同をしまして、昨年7月に署名をいたしました。この署名は、その趣旨に賛同する個人や団体が自らの考えで自由に参加することができる署名であると理解しており、それぞれの良心的な判断に任せるべきと考えております。私としましては、市民等の方々に署名の取り組みを呼びかけることや市のホームページに案内を掲載することは、署名の公平性の確保に反するものと思いますので、行うべきではないと考えております。

次に、東海第二原発について、20年運転延長発表など原電の方針についての見解を申し上げます。

東海第二発電所の原子炉を、40年間の原則的運転期間を超えてさらに20年間の延長運転をするためには、今年11月下旬までに運転延長の申請をする必要があります。しかし、この申請に関する原電の方針については、本市としては、現時点では正式の報告を受けている状況にはございません。現在のところは、従来からの答弁どおり、原子力規制委員会への新規制基準に基づく安全審査の審査申請についても、再稼働に直結するものではないことを確認をし、覚書を交わしております。また、原発運転の20年間延長につきましても、昨年7月の原子力所在地首長懇談会において、白紙の状態であることの回答を得ておるところであります。

東海第二発電所の今後の判断を求める前までに実施することとしております原子力安全協定の見直しが完了していない段階において、事業者側が重大な判断を先行させることは慎重であるべきと考えるところであります。

原子力安全協定の見直しにつきましては、先日、原電から不十分で納得できない内容の回答があったため、再度協議を進めているところであります。原子力安全協定の見直しによりまして、再稼働、運転延長に関する判断の実質的な権限が確保された段階で判断をしております。

もう1点、学校のエアコンの設置に関してであります。

今、地球温暖化等によりまして、全体の平均気温が上がっているのは事実です。教育環境を整えるという意味から、エアコン等の設置について検討していくのは当然のことです。その前の段階として、現場の声を伺い、今回、全教室に扇風機を付けたこととした次第であります。ご理解を賜りたいと思います。

○益子慎哉議長 総務部長。

〔加瀬智明総務部長 登壇〕

○加瀬智明総務部長 原発問題についての中、実効性ある避難計画についてのご質問にお答え

をいたします。

当市の原子力災害広域避難計画につきましては、原子力災害時における広域避難のあらましをまとめまして、今年4月の市議会全員協議会において報告をさせていただいたところでございます。

今年度は、市広域避難計画の策定にあわせまして、広域避難の実効性を高めることを目的といたしまして、各世帯が原子力災害発生時に避難行動を迅速、円滑に行えるよう、各町内ごとの避難先と避難経路を地図であらわすとともに、災害発生時の屋内退避や避難準備、そして避難するときの持ち物や避難先までの基本的な行動をまとめましたマニュアルで構成をされます広域避難マニュアルを作成いたしまして、全戸配布をしております。

これらの作成に当たりましては、住民説明会を開催いたしまして、ご意見を聴取し、ご理解を得ながら、実効性のある避難計画及び広域避難マニュアルを作成していきたいと考えております。

また、実効性に対する見解というようなご質問がございました。避難計画の実効性の確保のためには、避難だけではなく、例えば、避難先での生活の問題なども、避難が発生をすれば出てまいります。また、複合災害への対応も今後の課題として出てまいります。実効性の確保には、市広域避難計画策定後も改定や補完を重ねまして、実効性を高めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○益子慎哉議長 保健福祉部長。

〔滑川裕保健福祉部長 登壇〕

○滑川裕保健福祉部長 保健福祉部関係の国民健康保険に係る都道府県単位化の課題及び問題についての6点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目のスケジュールでございますが、この都道府県単位化につきましては、平成27年5月の「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」、いわゆる医療保険制度改革関連法案の成立を受け、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度の安定化を図ることを目的とし、茨城県が中心となり準備が進められ、平成29年度のスケジュールが示されております。

そのスケジュールによりますと、7月下旬に各市町村の納付金に係る算定方法、10月下旬には仮の標準保険料率、11月下旬には仮の納付金額が示されることとなっており、これを受け、各市町村では、平成30年度に向け保険料率の決定及び予算の編成を実行することとなります。なお、平成30年度の県への納付金額の確定及び標準保険料率の公表につきましては、30年の1月中旬になる予定が示されております。いずれにいたしましても、今現在、具体的かつ正確な数字等は県からは示されていない状況でございます。

2点目の市の行う保険業務でございますが、市が保険者である現在は、自らの保険財政の運営により、保険給付、保険料の賦課及び徴収に係る一連の保険業務を行っておりますが、30年以降におきましては、県は市町村からの納付金及び国の支援金により、各市町村への保険給付に必

要な全費用の交付及び市町村ごとの標準保険料率の提示を行い、市町村といたしましては、従来どおり資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課徴収及び特定健診、人間ドックなどの保健事業を行うこととなり、県は財政運営面のみ主体となるものでございます。

続きまして、3点目の納付金額等の算定方法と試算結果の公表及び審議といたしましては、県より3つの算定方法が示されております。

その1つが、市町村ごとの医療及び所得の水準を考慮した基本的な算定、2つ目が、県内統一の保険料水準とする算定、3つ目が、二次医療圏ごとに統一の医療保険料を水準とする算定となっております。現在示されている3方法に係る算定額につきましては、国からの支援金が算入されていないこと及び、今後国において、算定システムの機能改善等を予定していることなどにより、厚生労働省においては、試算結果は精度が低いと評価しており、実際の算定結果とは異なるため、公表にはたえがたいものとなっております。

したがって、県においては、今後、有識者で組織する審議会における審議を経て、本年7月に算定方法の決定がなされ、30年1月中には、納付金額の確定及び標準保険料率の公表がなされる予定となっております。

続きまして、4点目の保険料率の試算結果と見解及び5点目の法定外繰り入れの継続、拡充についてのご質問にお答えいたします。

保険料及び法定外繰り入れにつきましては連動するものでございますが、さきのスケジュール及び法定算定方法等においてご説明を申し上げましたが、現在は県より具体的かつ正確な数字が示されていないこと、また、法定外繰り入れにつきましては、実質的にどこが行うべきか決定していない状況でございます。したがって、現時点におきましては、具体的にお示しできる状況にはございませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

6点目の子ども均等割の軽減措置の拡充でございますが、本市におきましては、子育て世帯を対象といたしまして、「少子化・人口減少対策アクションプラン」及び第6次総合計画に基づき、医療、保険費及び乳児紙おむつ購入費の助成を行うとともに、保育園・幼稚園の保育料減免のほか各種の支援策を実施しており、その結果が徐々にあらわれつつあるものと考えております。つきましては、これらの支援策は今後も引き続き実施していく必要があるものと考えております。

しかしながら、ご提案の国民健康保険制度における子どもの均等割軽減措置拡充につきましては、対象が国保に加入する世帯、子育て世帯のみであり、国保以外の保険に加入する子育て世帯との公平性に欠けること、また、国民健康保険制度自体が大きな改革を控える今、制度の根幹をなす賦課の方法につきましては、一本化に向けて足並みをそろえる意味での県内各市町村が現在実施する賦課方法の調査・検討等は必要であるものと思われませんが、新たな独自な方法等については、見合わせるべきと考えるところでございます。

したがって、子どもの均等割軽減措置拡充につきましては、国県等の動きを注視しつつも、現在は実施する考えはございません。

○益子慎哉議長 教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 小中学校の図書司書の整備・拡充についてお答えいたします。

平成29年度から始まった文部科学省の学校図書館図書整備等5カ年計画では、学校図書館図書の整備、学校図書館への新聞の配備、学校司書の配置の3点について示しております。そのうち学校司書の配置につきましては、学校図書館の日常の運営や管理、学校図書館を活用した教育活動の支援を行うため、専門的な知識技能を持った者のさらなる配置拡充の重要性を挙げております。

本市では、現在、小学校に1日4時間勤務の学校司書を週3日の勤務で4校に、週2日の勤務で9校に配置しているところであります。学校司書は、各学校の計画により、学校図書館に配備する図書の選定への助言、児童の読書活動に対する支援、さらには魅力ある学校図書館環境の整備等、専門性を生かした取り組みを行っているところであります。

中学校においては、生徒の自主性を育むことを狙って、司書教諭を中心に、図書委員の生徒の主体的な活動を支援していることから、現在のところ学校司書は配置しておりません。ただ、年度末に実施した各学校へのアンケートや市学校長会からは、小学校に配置している学校司書の勤務日数の増加や中学校への新たな配置への要望が上がっております。これらの要望や文部科学省の学校図書館図書整備等5カ年計画の趣旨を踏まえ学校司書の配置拡充をするとすると、新たな学校司書の確保が必要となってまいります。そこで、現在、小学校に配置している学校司書の勤務形態を工夫したり、新たな資格者を開拓したりするなど努めるとともに、何日ぐらい配置できるかなど、その他の課題等についても捉えながら、小学校への学校司書の配置拡充や中学校への配置について検討してまいりたいと考えております。

次に、小中学校の普通教室へのエアコン設置についてのご質問にお答えいたします。

先ほど市長からご答弁がありました。普通教室へエアコンを設置していく今後の考え方につきましては、教職員、保護者、地域の代表の方々からなる学校施設検討協議会の意見を尊重しまして、まずは、統合により小中一貫教育を予定している水府小学校、山田小学校、水府中学校、既に、普通教室に扇風機が設置されている里美小学校を除く全ての学校の普通教室に、今年度、固定型扇風機を設置することとし、平成29年第2回市議会定例会において議決をいただいたところでございます。なお、図書室等の特別教室には、その後、順次、エアコンを設置していく考えでございます。

ご質問にありました普通教室へのエアコンの設置についてでございますが、扇風機が設置された後におきましても、現在行っている校舎2階中央部の教室の温度及び湿度の計測を継続し、今後の自然環境の変化、特に温度の状況等を踏まえながら判断してまいりたいと考えております。

次に、国の「スポーツ基本法」についてのご質問にお答えいたします。

昭和39年の東京オリンピック開催を契機として「スポーツ振興法」が制定されましたが、近年のスポーツを取り巻く社会状況の変化やスポーツ活動の発展、スポーツ人口の増加、アマチュアとプロの関係の変化などの新たな課題に対応するなどの必要性から、平成23年にこれまでの「スポーツ振興法」を全面改正し、「スポーツ基本法」として制定されたところでございます。この法律は、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、また、

スポーツは青少年の体力の向上や人格の形成に大きな影響を与えるとともに、地域の一体感や活力の醸成、健康で活力に満ちた長寿社会の実現など、国民生活における多面にわたるスポーツの果たす役割の重要性をうたっており、大変重要であると捉えております。

主な内容を見てもみますと、これまでの体育指導委員にかわり、市のスポーツ推進に係る体制の整備を図るためスポーツ推進委員を委嘱することになりました。単に名称が変わっただけでなく、主な業務として、スポーツ振興のための実技指導のみならず、さらに、スポーツ推進事業の実施に係る連絡調整、いわゆるコーディネーター役としての役割が加わったところでございます。

これらを受けて、このスポーツ推進委員には、体力テストの実施やグラウンドゴルフ等のニュースポーツの普及・推進をお願いしておるところでございます。最近では、スポーツ推進委員が指導員の資格を取得してラジオ体操の普及にも力を入れ、誰もが、どこでも簡単にできる全身運動として全市に広まりつつあり、先月末開催されました健康スポーツチャレンジデーでも58.3%という、これまでにない市民の皆さんの運動やスポーツへの参加が見られ、健康づくりの機運が高まっているところでございます。

続きまして、常陸太田市スポーツ推進計画の策定についてお答えいたします。

当市では、従前の「スポーツ振興法」の規定により計画を定めるものとされていたため、平成26年度までを計画期間とする常陸太田市スポーツ振興計画を平成17年3月に策定し、スポーツや運動の普及・振興に努めてまいりました。その後の「スポーツ基本法」では、スポーツ推進計画の策定は努力義務規定となっておりますが、平成27年3月に市が策定いたしました常陸太田市健康増進計画には健康寿命延伸のためのスポーツの推進についても定められておりますことから、県からは、当分はこの内容を推進していただければよいとの助言をいただいておりますので、現在、スポーツ推進計画は策定していない状況にあります。

当面は、この計画にうたわれている内容でスポーツを推進してまいりますが、今後は、市民の皆さんが一層スポーツに関心を寄せ、楽しんだり、スポーツを振興させていくことが非常に大切でありますので、スポーツの推進に特化した計画、いわゆるスポーツ推進計画の策定について検討していくことが必要であると考えております。

○益子慎哉議長 宇野隆子議員。

〔20番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○20番（宇野隆子議員） 1項目めの市長に伺いました共謀罪法案についてです。

先ほどのご答弁では、テロを含む国際的な組織犯罪を防止して国民を守ることは必要であると、このような内容でのご答弁であったかと思えますけれども、世界で起きているこのテロですけれども、これは組織的なものでなく、思想的な共鳴で単独犯も多発していると、こういうことも指摘されておりますが、この共謀罪については、先ほども申し上げましたけれども、日弁連——日本弁護士連合会等々も反対をしていると。内心を処罰の対象にするというのは大きな問題だというようなことで、世論調査でも8割近くの国民が反対しているということでありまして、私も含めた日本共産党は、こうした共謀罪についてはきっぱりと廃案にしていく立場で運動を進めていきたいと思っております。

東海第二原発の問題につきましては、市長から、これまでのような安全協定、この中の実質的な権限、これを得られるまでは再稼働は承知しないと、再稼働はその後の問題だというようなことで、ぜひ、これから開かれる首長会議におきましても、古い東海第二原発は再稼働ではなく、市民の暮らし、財産、命を守る、そういう立場で発言をぜひお願いしていただきたいと。

私どもも、何度も原電で交渉をやっておりますけれども、首長会議に対しては非常に原電からの報告が遅いと、後手後手になっていると、市長の答弁を聞きながらそのように思ったわけですが、調べましても……。

○益子慎哉議長 終了1分前でございます。

○20番（宇野隆子議員） 1970年代に運転した沸騰水型の原発11基、東海第二原発だけが残ってる。もう間もなく40年になる。これはもう再稼働など考えられない、このことを指摘しながら私の一般質問を終わりたいと思います。